犬山市保育園入園選考基準指数表

■ 令和9年4月入園からの主な変更箇所

【基本指数】

NO	保護者の状況			新指数
1	就労	被雇用者 自営業（法人などの代表または確定申告をしている） ※時間は休憩時間を含む	月160時間以上	20
			月120時間以上	16
			月60時間以上	12
		自営業（確定申告していない） 業務委託で勤務地が自宅の場合など	月60時間以上	6
		内職	月60時間以上	8
		就労証明書の記載よりも短時間となる予定の場合※		14
2	妊娠出産			10
3	保護者の疾病・障害	病院等入院		20
		居宅内療養	常時臥床	20
			精神性疾患	12
			一般疾患	8
		心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	20
			身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳5・6級の進行性筋萎縮症の方、自閉症状群と診断された方	12
			身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級	8
4	親族等の介護・看護	在宅介護・看護	要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	20
			要介護1・2、身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級以下	12
			上記以外の場合	8
5	災害復旧			20
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む）		6
7	就学	各種学校、その他在学	月60時間以上	8
8	虐待・DVのおそれがあること			20
9	育児休業			4
10	その他市町村が定める理由			-

※就労証明書に記載の月間合計時間が120時間未満の場合は、月60時間以上の指数を採用します。

【調整指数】

NO	状況		新指数
A	ひとり親家庭		7
B	きょうだい同時申込み（保育所のみ）	状況が重複する場合は一番高い点を採用する	3
C	きょうだいが保育所に在園中		5
D	3人以上のきょうだいが同時入園となる場合（保育所のみ）		7
E	生活保護世帯等		7
F	入園希望の子どもが障がいを有する場合		1
G	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		1
H	保護者が保育士として勤務または勤務予定		1
I	その他市町村が定める場合		-

・基本指数表の指数に、調整指数表の指数を加算した指数で判定し、指数の高い人から優先されます。
・基本指数は、父・母それぞれの指数を算出した上で、低い方の指数を採用します。ひとり親の場合はその指数を採用します。
・父・母が複数の要件に該当する場合には、基本指数が高い方の要件を採用します。

【同一指数時の順位表】※基準指数と調整指数の合計が同一の場合、以下の順に優先します。

1	ひとり親家庭
2	保護者が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
3	申込児が多胎（双子・三つ子等）である場合
4	兄弟姉妹が保育所に在園中、または同時申込の場合（保育所のみ）
5	父または母の基本指数のうち、いずれか低い方の指数を比較し、その指数が高い方
6	父または母の基本指数のうち、いずれか高い方の指数を比較し、その指数が高い方
7	保育が必要な事由間の優先順位（父・母の基本指数のうち、いずれか低い方の指数の事由項目を比較） 災害復旧＞疾病・障害＞就労＞介護＞就学
8	保育が必要な事由間の優先順位（父・母の基本指数のうち、いずれか高い方の指数の事由項目を比較） 災害復旧＞疾病・障害＞就労＞介護＞就学
9	その他の状況（以下の順に優先します）
	①就労時間が長い場合
	②通勤時間が長い場合
	③送迎手段が徒歩、自転車、公共交通機関のみの場合
	④前年度から引き続き、同一園への入園を希望する場合
	⑤世帯の所得が低い場合

※世帯の所得とは、保育料算定時に算入する世帯員の合計所得金額をいう。また、未申告や所得が確認できない場合は、最下位　として扱